

【保健課からのお知らせ】～平成30年4月から国民健康保険制度が変わります～

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

■見直しの柱

- 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援を行います。
- 都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

■主な変更点

- 平成30年度から都道府県も国民健康保険の保険者となります。
(資格異動の届出や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続き居住地の市町村です。)
- 次回の一斉更新から、新しい被保険者証等には、保険者名に都道府県名が表記されます。

■見直しによる効果

①都道府県内での保険料負担の公平な支え合い

- 保険料負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政は従来に比べて大きく安定します。
- 市町村は都道府県に納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険料率等を参考に保険料率を検討し、賦課・徴収します。

②サービスの拡充と保険者機能の強化

- 都道府県は市町村との協議に基づき、国民健康保険運営方針を定め、市町村事務の効率化、標準化を推進していきます。
- 同一都道府県にて他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数が通算され、経済的な負担が軽減されます。
- 市町村は、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるために様々な働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取り組みを進めます。

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
財政運営の責任主体	国保事業費納付金を都道府県に納付
国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	資格を管理（被保険者証等の発行）
市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・保険料（町では保険税）の賦課、徴収
保険給付費等交付金の市町村への支払い	保険給付の決定、支給

問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

【地域協働推進課からのお知らせ】～統計調査員に登録しませんか?～

町では、統計法に基づく統計調査の統計調査員をしていただける方を募集しています。

仕事の内容

- ・調査区の把握および調査対象の確認
- ・調査票の配布・収集・調査書類の点検と提出

応募資格 責任をもって調査員事務を遂行できる20才以上の健康な方。(秘密の保護に信頼のおける、警察官・税務職員・選挙に直接関係のない方)

身分 調査期間中は非常勤の公務員として任命されます。

報酬 調査毎に定められた報酬が支払われます。

登録方法 申請書に必要事項を記入のうえ、地域協働推進課まで提出してください。

※申請書は地域協働推進課もしくは町のホームページで入手できます。

申込み・問合せ 地域協働推進課 広報広聴グループ ☎21-2142